

京都市告示第 100 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成25年4月18日

京都市長 門川大作

臨時に休館する日 平成25年4月25日(木)及び4月26日(金)

(歴史資料館)